

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局総務部総務課
件名	さいたま市印刷センター印刷業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市役所印刷センター
契約締結日	令和5年3月17日
契約の相手方名	株式会社MDP
契約金額	支払限度額 (内訳) 33,210,617円 ペーパーマスター380円/1枚 オフセット通し2.6円/1通し 外9種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、比較的簡易な印刷業務を集中化させて行う業務である。 当初、一般競争入札を実施したが、落札者がなかった。 改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約による こととし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該 業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局総務部行政透明推進課
件名	さいたま市行政情報検索システム運用保守業務
履行場所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契約締結日	令和5年3月28日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	3,872,000円
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市行政情報検索システムは行政情報を適切かつ適時に公開する役割を担っており、情報公開サービスの提供の停止は市民に対し直接的な影響を及ぼすため、障害の予防保守及び障害発生時の迅速な復旧が必要である。</p> <p>本業務については、本システムにおいて現行システムベンダが本市固有の要件に合わせシステム開発を行い、著作権を有するソフトウェアを使用しており、著作権を有しない他者に対して使用権を許諾していないことから、他者が履行することはできない。</p> <p>本システムの開発事業者である株式会社日立製作所は、システム仕様等の詳細を熟知しており、運用開始時から現在に至るまでのメンテナンス、行政情報の月次抽出などの運用保守を適切に実施している。</p> <p>以上により、本業務に係る契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定に基づき株式会社日立製作所北関東支店と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局人事部人事課
件名	さいたま市人事評価等システム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	株式会社ケー・デー・シー
契約金額	5,555,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、人事評価等システムを安定的に運用するため、発生した障害への対応、予見される障害の対策、システム改善等を行うものであり、履行に当たっては、システム内容、開発経緯等を熟知している必要がある。そのため、著作権ほか排他的な権利を有するシステムの構築事業者にしかなできない運用保守業務である。</p> <p>そのため、受託事業者を選定するに当たっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方である株式会社ケー・デー・シーは、当該システムの構築事業者であり、システム内容を熟知し、技術・経験を有するとともに、信用性も認められることから、当該企業と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局人事部人事課
件名	さいたま市人事・給与システム運用支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年3月27日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	53,384,540円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、人事・給与システムの運用に伴う技術的な管理運用支援、仕様変更・法改正等への対応、システム障害への対応等を行うものであり、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない運用支援業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方である株式会社日立製作所北関東支店は、当該システムを開発した業者であり、システム内容を熟知し、技術・経験を有するとともに、信用性も認められることから、当該企業と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局危機管理部防災課
件名	さいたま市被災者生活再建支援システム運用保守等業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部
契約金額	4,455,000円
随意契約によること とした理由	<p>罹災証明書交付のための一連の業務を円滑に行うことが可能な機能を有した「被災者生活再建支援システム」について、過去の災害における十分な活用実績や、他自治体における圧倒的なシステム導入実績を有する唯一のものであることから、本サービスを開発し、運用サポートを行うことが可能な本事業者と契約する必要があるため、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局危機管理部防災課
件名	さいたま市防災気象情報提供業務
履行場所	さいたま市内及び近隣関連区域
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	株式会社ウェザーニューズ
契約金額	4,597,956円
随意契約によること とした理由	<p>本市の水防対策業務における迅速かつ的確な体制判断のため、気象観測の専門業者(株ウェザーニューズ)より必要な情報をウェブシステムにより提供を受けている。</p> <p>本業務に必要な信用・技術・実績等を備え、24時間対応可能であることに加え、市内にて観測している雨量計を所有している唯一の業者であり、その情報を円滑に提供することが可能なことから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局危機管理部防災課
件名	さいたま市防災アプリ運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	株式会社中央ジオマチックス さいたま営業所
契約金額	4,510,000円
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市防災アプリは本業務選定業者が導入したものであり、著作権等の排他的権利を有しているアプリの開発者以外が当業務を履行すると、著しく支障が生じる恐れがある。当該業者が業務を遂行できる唯一の業者であるため、当該業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>